遠野市監査委員告示第14号
令 和 4 年 12月 28日

地方自治法第199条第７項の規定に基づく令和４年度公の施設に係る指定管理者に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　　多　田　博　子
遠野市監査委員　　奥　友　康　悦

令和４年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書

１　監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第７項の規定に基づき、令和４年度の指定管理者による公の施設の管理に係る業務の執行について、書類監査を令和４年11月９日、14日の２日間、指定管理者及び担当課からの聞き取りによる監査を下表の日程で各指定管理者の事務室等において２日間、合計４日間実施した。

期　　日	指定管理者名	施設名	市担当課名
11月16日（水）	小友町まちづくり協議会	遠野市小友地区センター	市民協働課
	綾織夢・希望のまち推進会	遠野市綾織地区センター	市民協働課
	株式会社寿広	遠野市営住宅	建設課
11月18日（金）	附馬牛町地域づくり協議会	遠野市附馬牛地区センター	市民協働課

２　監査の着眼点

(1) 市担当課の監査項目

ア　指定管理者の指定は、適正に行われているか。

イ　管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

ウ　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ　指定管理料の積算、支出は適正に行われているか。

オ　協定書に基づく事業計画書及び事業報告書の点検、指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者の監査項目

ア　施設は法令、条例の定めるところにより、適切に管理されているか。

イ　協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。

ウ　利用料金の設定等は、適正になされているか。

エ　施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。

オ　施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。

カ　利用促進のための努力はなされているか。

３　監査の結果

いずれの施設も公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に運営されていたが、一部の管理経費において不適切と認められる事務処理が認められた。当該指定管理者にあっては適切な事務処理を強く望むものであり、担当課においても指定管理者への指導を徹底されたい。

また、基本協定書において、重複した表現が散見されたことから、わかりやすい文章の作成に留意されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点のうち軽微なもので口頭により措置を促したものについては、記述を省略する。指定管理者ごとの監査結果については、次のとおりである。

監　査　結　果

Ⅰ　小友町まちづくり協議会

1　公の施設の名称等

施　設　名	所　在　地
遠野市小友地区センター	遠野市小友町16地割105番地１

2　利 用 者 数

施　設　名	令和３年度	前年度	前年度比
遠野市小友地区センター	3,546人 （154人）	－ （－）	－ （－）

※利用者数は、指定管理者による管理運営へ移行した後のもの。
※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

3　指 定 期 間　令和３年４月１日から令和６年３月31日まで（３年）

4　指定管理料　令和３年度　16,126,609円、令和４年度　18,064,000円

5　決 算 状 況

（消費税込み　単位：円）

項　　目		令和３年度
収入	1　利用料金	14,228
	2　自主事業収入	0
	3　その他収入	38,822
	4　指定管理料	18,262,000
	合　　計	18,315,050
支出	1　人件費	10,489,443
	2　事業費	12,375
	3　管理費	5,677,841
	合　　計	16,179,659
差　　引		2,135,391

※上記の内容は、指定管理者作成の令和３年度決算書に基づくものである。
※「４　指定管理料・令和３年度」と「５　決算状況・収入・４　指定管理料」との差額2,135,391円は、基本協定書に基づき指定管理者が指定管理料の余剰金を市に返還したことによる。

6　指摘事項等

〔指摘事項〕

（小友町まちづくり協議会）

令和３年度において５月のガソリン代金、６月と10月のガス代金の支払いが翌年の３月に行われているなど、支払い遅延と認められる事務処理がなされていた。

〔意見・要望〕

（小友町まちづくり協議会）

施設・設備の管理については、日常点検による状況を把握し適切に修繕等が行われており、利用者の安全の確保が図られていた。小友町まちづくり協議会においては、みんなで築くふるさと遠野推進事業費を活用し様々な事業を実施しているが、指定管理者としての地区センター業務と地区公民館業務における事業についても、地域のニ

ーズ把握に努め更に推進されたい。

なお、支払い遅延や経費削減に着目した事務処理がなされていないことから、無駄のない適正な事務処理に努められたい。

（市民協働課）

管理経費等の収支状況は四半期ごとに報告を受けているが、支払い時期や状況などについても確認し、指定管理者に適正な事務処理をするよう指導されたい。

Ⅱ　綾織夢・希望のまち推進会

1　公の施設の名称等

施　設　名	所　在　地
遠野市綾織地区センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地

2　利 用 者 数

施　設　名	令和３年度	前年度	前年度比
遠野市綾織地区センター	6,471人 (1,080人)	－ (－)	－ (－)

※利用者数は、指定管理者による管理運営へ移行した後のもの。
※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

3　指 定 期 間　令和３年４月１日から令和６年３月31日まで（３年）

4　指定管理料　令和３年度　16,909,113円、令和４年度　18,634,000円

5　決 算 状 況

（消費税込み　単位：円）

項　　目		令和３年度
収入	1　利用料金	92,120
	2　自主事業収入	0
	3　その他収入	87,186
	4　指定管理料	18,909,000
	合　　計	19,088,306
支出	1　人件費	10,372,456
	2　事業費	159,289
	3　管理費	6,556,674
	合　　計	17,088,419
差　　引		1,999,887

※上記の内容は、指定管理者作成の令和３年度決算書に基づくものである。
※「４　指定管理料・令和３年度」と「５　決算状況・収入・４　指定管理料」との差額1,999,887円は、基本協定書に基づき指定管理者が指定管理料の余剰金を市に返還したことによる。

6　指摘事項等

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

(綾織夢・希望のまち推進会)

施設の管理運営については、業務仕様書に従い業務及び事務処理が適正に行われていた。他の地区センターにはないトレーニングルームの機材の充実を図るなど施設の利用促進にも努めていると認めた。

また、行政区再編により行政区長が７名から３名の減となったが、毎月開催される綾織夢・希望のまち推進会の役員会や地域住民によるワークショップ等において、まちづくりの推進に向けた情報・状況の確認や課題の洗い出しと解決に向けた取組が進められていた。

現在保存修理が進められ、令和６年度完成予定である遠野の象徴的な国の重要文化財旧千葉家住宅を活用した今後の地域づくり・地域おこしにも期待したい。

Ⅲ　株式会社寿広

1　公の施設の名称等

施　設　名	所　在　地
八幡市営住宅	遠野市松崎町白岩22地割・23地割
鶯崎市営住宅	遠野市鶯崎町２番・３番・４番・５番
早瀬市営住宅	遠野市早瀬町二丁目４番
笠平市営住宅	遠野市宮守町下宮守31地割
雪谷沢市営住宅	遠野市宮守町下宮守32地割
下郷市営住宅	遠野市宮守町下宮守26地割
吉金市営住宅	遠野市宮守町下宮守23地割
達曽部市営住宅	遠野市宮守町達曽部30地割
下鱒沢市営住宅	遠野市宮守町下鱒沢32地割・33地割
材木町市営住宅	遠野市材木町28番、新穀町35番
稲荷下市営住宅	遠野市遠野町42地割・43地割
穀町市営住宅	遠野市穀町259番・261番
八幡福祉住宅	遠野市松崎町白岩23地割
八幡市営住宅１集会所	遠野市松崎町白岩22地割46番地１
鶯崎市営住宅集会所	遠野市鶯崎町４番４号
八幡市営住宅駐車場	遠野市松崎町白岩21地割・22地割・23地割
鶯崎市営住宅駐車場	遠野市鶯崎町20番・44番・45番
早瀬市営住宅駐車場	遠野市早瀬町二丁目260番、遠野町11地割
材木町市営住宅駐車場	遠野市材木町28番、新穀町35番
稲荷下市営住宅駐車場	遠野市遠野町42地割・43地割
穀町市営住宅駐車場	遠野市穀町259番・261番
市営下郷特定公共賃貸住宅	遠野市宮守町下宮守26地割
市営達曽部特定公共賃貸住宅	遠野市宮守町達曽部30地割
市営下鱒沢特定公共賃貸住宅	遠野市宮守町下鱒沢33地割

2　利 用 者 数

施　設　名	入居世帯数		
	令和３年度	前年度	前年度比
遠野市営住宅	3,922人	－	－

※入居世帯数は、市営住宅、福祉住宅、特定公共賃貸住宅に入居している世帯の合計である。

3　指 定 期 間　令和３年４月１日から令和６年３月31日まで（３年間）

4　指定管理料　令和３年度　32,406,000円、令和４年度　32,406,000円

5　決 算 状 況

（消費税込み　単位：円）

項　　目		令和３年度
収入	1　利用料金	0
	2　自主事業収入	0
	3　その他収入	0
	4　指定管理料	32,406,000
	合　　計	32,406,000
支出	1　人件費	16,500,000
	2　事業費	7,017,351
	3　管理費	6,591,738
	合　　計	30,109,089
差　　引		2,296,911

6　指摘事項等

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

（株式会社寿広）

岩手県内の９市町の公営住宅の指定管理を受託しており、蓄積された業務運営のノウハウを活かし、基本協定書及び管理業務仕様書に基づき確実に管理業務が行われていた。住宅の維持修繕の対応や入所者からのクレーム対応については、対処方法を研修等で学んでおり、迅速に処理されていた。

また、自主事業として情報誌の発行や高齢者単身世帯等の巡回訪問を実施し、不安解消と緊急時の対応に備えるなどサービスの向上が図られていると認めた。

（建設課）

指定管理者募集において、要項には共同施設として集会所と駐車場が指定管理対象施設として記載されていたが、市営住宅公園は含まれていなかった。仕様書にはその他付帯設備（共同施設）として市営住宅公園の管理が明記されており、特に問題は生じないものの、統一されたルールに基づいて取り扱われたい。

Ⅳ　附馬牛町地域づくり協議会

1　公の施設の名称等

施　設　名	所　在　地
遠野市附馬牛地区センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地１

2　利 用 者 数

施　設　名	令和３年度	前年度	前年度比
遠野市附馬牛地区センター	5,152人 (494人)	－ (－)	－ (－)

※利用者数は、指定管理者による管理運営へ移行した後のもの。
※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

3　指 定 期 間　令和３年４月１日から令和６年３月31日まで（３年）

4　指定管理料　令和３年度　16,435,029円、令和４年度　17,943,000円

5　決 算 状 況

（消費税込み　単位：円）

項　　目		令和３年度
収入	1　利用料金	49,590
	2　自主事業収入	0
	3　その他収入	30,080
	4　指定管理料	18,174,000
	合　　計	18,253,670
支出	1　人件費	10,122,271
	2　事業費	198,448
	3　管理費	6,193,980
	合　　計	16,514,699
差　　引		1,738,971

※上記の内容は、指定管理者作成の令和３年度決算書に基づくものである。
※「４　指定管理料・令和３年度」と「５　決算状況・収入・４　指定管理料」との差額1,738,971円は、基本協定書に基づき指定管理者が指定管理料の余剰金を市に返還したことによる。

6　指摘事項等

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

(附馬牛町地域づくり協議会)

施設の管理運営については、業務仕様書に従い業務が行われているとともに、地域住民に対し毎月発行する広報誌やホームページを通じた情報発信を行い、施設の利用促進に努めている。

また、事務処理は適正に行われており、ネットバンキングを活用し振込手数料を発生させない取組や修繕及び物品購入において複数の業者から見積書を徴するなど経費の削減が図られていると認めた。

今後も利用者のニーズに応じた利用しやすい施設の管理運営と、更なる住民主体の地域づくり活動の支援を推進されたい。

（市民協働課）

市民センター連絡会議において、課題等について指定管理者と関わる機会を設け情報共有に努めているが、令和４年４月の行政区再編後の文書配布への要望が監査の際に聞かれた。行政区再編の移行期でもあることから、更に現場へのきめ細かな対応を望む。